

議案第27号

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例（平成17年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（分担金の減額又は免除）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、分担金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。